中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版G

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という
ア 象徴　イ プライバシーの権利　ウ 最高法規

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ
ア 国事行為　イ ワイマール憲法　ウ 司法権の独立

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 住民投票　イ 公共の福祉　ウ 最高法規

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア インフォームド・コンセント　イ 連立政権　ウ 総辞職

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 野党　イ 条例　ウ 国民主権

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 平和主義　イ 自由権　ウ 小選挙区制

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 基本的人権の尊重　イ 小選挙区制　ウ 地方税

(9) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア ワイマール憲法　イ 与党　ウ 内閣不信任決議

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 唯一の立法機関　イ 比例代表制　ウ 参政権

(11) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 違憲審査権　イ 非核三原則　ウ 国庫支出金

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 民主主義の学校　イ インフォームド・コンセント　ウ 行政改革

(13) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という
ア 民事裁判　イ 刑事裁判　ウ 弾劾裁判

(14) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 閣議　イ 公聴会　ウ 両院協議会

(15) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 民主主義の学校　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(19) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 特別会　イ 社会権　ウ 比例代表制

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 秘密選挙　イ 請求権　ウ 違憲審査権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Gの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という　イ
ア 象徴　イ プライバシーの権利　ウ 最高法規

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ　イ
ア 国事行為　イ ワイマール憲法　ウ 司法権の独立

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある　イ
ア 住民投票　イ 公共の福祉　ウ 最高法規

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　イ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　ア
ア インフォームド・コンセント　イ 連立政権　ウ 総辞職

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　ウ
ア 野党　イ 条例　ウ 国民主権

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　ア
ア 平和主義　イ 自由権　ウ 小選挙区制

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　ア
ア 基本的人権の尊重　イ 小選挙区制　ウ 地方税

(9) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　ウ
ア ワイマール憲法　イ 与党　ウ 内閣不信任決議

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　ア
ア 唯一の立法機関　イ 比例代表制　ウ 参政権

(11) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　ア
ア 違憲審査権　イ 非核三原則　ウ 国庫支出金

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　ウ
ア 民主主義の学校　イ インフォームド・コンセント　ウ 行政改革

(13) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という　ア
ア 民事裁判　イ 刑事裁判　ウ 弾劾裁判

(14) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　イ
ア 閣議　イ 公聴会　ウ 両院協議会

(15) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　ア
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　イ
ア 民主主義の学校　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　ウ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　イ
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(19) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　ウ
ア 特別会　イ 社会権　ウ 比例代表制

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　ア
ア 秘密選挙　イ 請求権　ウ 違憲審査権